

令和8年度事業計画書

総務省統計局の人口推計によれば、令和7年9月1日現在の我が国の総人口は、前年に比べ58万7千人減少し、1億2,319万2千人となった。

人口減少が引き続き進行する中、年齢構成に目を向けると、15歳未満人口が大幅に減少するとともに、65歳以上人口も若干減少する一方、そのうちの75歳以上人口は増加している。これは、いわゆる団塊の世代が後期高齢者の年齢層へ移行したことによるものであり、少子高齢化の傾向が一層顕著となっている中、高齢者層の高年齢化が進んでいることを示している。

また、令和7年版高齢社会白書によれば、令和6年の労働力人口6,957万人のうち、65歳以上は、13.6%を占め、上昇傾向にある。

このように、本格的な人口減少や高齢者が引き続き働き手として求められる環境の変化は、シルバー人材センター（以下「センター」という。）に対しても、会員の入会年齢や平均年齢の上昇など、多大な影響を与えている。

公益社団法人全国シルバー人材センター事業協会（以下「全シ協」という。）によると、全国のセンターの会員数は、令和7年に入り、コロナ禍以来で初めて前年を上回る動きを見せてきた。男女別で見ると、男性会員の減少が続く中、女性会員については、令和7年度においても前年を上回る増加を続けており、コロナ禍前の令和元年度も上回っている。

一方、愛知県内のセンターの会員数は、令和3年度以降、令和7年度も前年を上回って推移しているが、男女別で見ると、女性会員の推移は、依然として好調な一方、減少が続く男性会員は、令和3年度水準まで減少してきており、楽観できる状況にはない。

こうした中でシルバー人材センター事業を持続的に発展させていくためには、組織が活性的であることが必要であり、公益社団法人愛知県シルバー人材センター連合会（以下「連合会」という。）は、令和7年度に策定した第3次事業推進中期計画に基づき、国委託事業である高齢者活躍人材確保育成事業を活用しつつ、会員の拡大、就業機会の開拓・拡大に取り組んでいくとともに、シルバー人材センター事業の前提である安全就業についても、令和8年度も引き続き、熱中症への対策、増加を続ける損害賠償事故への対策を進める必要がある。

このため、連合会は、全シ協や東海シルバー人材センター連絡協議会（以下「東シ協」という。）とも連携し、センターが抱える諸課題や各種相談に適切に対応するとともに、シルバー人材センター事業の更なる充実を図り、会員の拡大、就業機会の開拓・拡大に向け、次の各事業を推進していくこととする。

1 シルバー人材センター事業

(1) 就業受注事業

高齢者等の雇用の安定等に関する法律に基づき、各市町村単位に設置されたセンターを拠点として、定年退職後等の臨時的かつ短期的又はその他軽易な業務に係る就業を希望する高齢者に当該就業の機会を確保し、提供する。

ア 就業機会の確保及び組織的提供事業

臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業を希望する高齢者に当該就業の機会を広域的な見地から確保し、センターと連絡調整を図りながら組織的に提供する。

- ・入会希望者や地域高齢者からの問い合わせ対応
 - ・発注希望者等からの問い合わせ対応
 - ・センターの独自事業の調査研究
 - ・企業訪問
 - ・ハローワークとの連携
 - ・連絡会議の開催
- } 国委託事業（高齢者活躍人材確保育成事業）
を活用 等

イ 職業紹介事業の実施

臨時的かつ短期的な雇用による就業又はその他の軽易な業務に係る就業（雇用によるものに限る。）を希望する高齢者に対し、職業紹介事業を実施する。

(ア) 職業紹介事業届出・実績等の統括管理

(イ) 法定事業報告の実施

ウ シルバー人材センター連合が行う労働者派遣事業（シルバー派遣事業）

高齢者に対し、より多様な就業機会を確保し、提供するため、連合会を実施主体（派遣元事業主）、各市町村センターを実施事業所（事務所）として労働者派遣事業（以下「シルバー派遣事業」という。）を実施する。

連合会は、各事務所の円滑な運営に資するための体制整備、支援を行う。

- (ア) シルバー派遣事業運営委員会の開催（適宜）
- (イ) シルバー派遣事業連絡会議の開催（2回＋必要に応じて）
- (ウ) 顧問弁護士の設置
- (エ) 顧問社会保険労務士の設置
- (オ) 損害賠償責任保険の加入
- (カ) 派遣労働会員の教育訓練の実施に対する支援
- (キ) 「シルバー派遣事業運転業務安全就業基準」に係る交通安全講習の実施
- (ク) 衛生管理者資格取得及び派遣元責任者講習受講に対する助成
- (ケ) 事業及び会計の統括管理、法定事業報告の実施
- (コ) 勤務実績通知書入力BPOサービス（外部委託化）の本格実施に向けた試行実施

エ 業務拡大への対応

業務拡大の適用を受けた地域においては、地域高齢者及び事業所等のニーズに応じて、事業を実施する。また、新たに業務拡大の適用を要望する地域があった場合には、県との調整を行う。

(2) 中期計画の推進

第3次事業推進中期計画について、「PDCAサイクル」による目標管理を徹底するため、中期計画推進委員会において計画の実施状況を確認する。

- ・中期計画推進委員会の開催（2回）

(3) 会員拡大事業

女性委員会の活動を中心として、中期計画の核である会員拡大に取り組む。

ア 女性委員会の活動促進

- (ア) 女性委員会の開催（3回）
- (イ) 会長(理事長)・女性委員会合同研修会
- (ウ) その他会員拡大に資する取組

イ 会員増減の調査・分析

第3次事業推進中期計画の目標達成のための令和8年度のセンターの取組に関する調査を実施する。調査結果を分析し、資料にまとめてフィードバックする。

ウ 就業分野拡大の取組（国委託事業（高齢者活躍人材確保育成事業）を活用）

- ・企業訪問
- ・ハローワークとの連携 等

(4) 交流研修事業

シルバー人材センター事業の円滑な実施のため、センター役職員及び会員を対象とした各種研修会及び事業推進交流大会を開催して、資質の向上を図る。

ア 研修会等の開催

- (ア) 会長(理事長)・女性委員会合同研修会
(対象：センターの会長(理事長)、事務局長、女性役職員等)
- (イ) 役員研修会 (対象：連合会役員)
- (ウ) センター役員研修会 (対象：センターの理事・監事)
- (エ) 課題研修（2回＋必要に応じて）（対象：センターの担当職員）

イ 事業推進交流大会の開催

- (ア) 顕彰の部
- (イ) 交流の部

ウ ブロック主催の会長・事務局長会議（研修会）等への参加

エ 事務局職員の資質向上

- ・他センター・連合会での現場研修の実施
- ・県外センター等への視察旅費の助成

(5) 安全・適正就業対策事業

シルバー人材センター事業の実施にあたっては、会員の安全かつ適正な就業が課題となっており、センターの安全意識の向上、作業中の事故防止、就業形態の適正化等に資するため各種事業を行う。

令和8年度の重点取組

「飛び石抑制タイプ刈払機の使用促進及びチップソー使用時の『高刈り』の励行による飛び石事故の抑制」

ア 安全・適正就業委員会の開催（3回）

イ 安全・適正就業パトロール指導員の配置

ウ 安全・適正就業パトロールの実施

エ 安全・適正就業意識の普及啓発

(ア) 安全・適正就業推進員研修会の開催

(イ) 安全・適正就業推進大会の開催

(ウ) 「シルバー人材センターの適正就業ガイドライン」の周知徹底

オ 安全就業推進強化キャンペーンの実施（4回）

「除草作業中」、「剪定・伐採作業中」、「就業途上」の事故防止、熱中症予防

カ 安全・適正就業対策事業に関する情報の収集及び提供

キ 活動拠点への各種支援事業の実施

(6) 普及啓発事業

シルバー人材センター事業の理念、活動を地域住民並びに関係者に広く周知し、本事業への理解と協力、会員の確保を図るため、積極的な普及啓発を行う。

ア ホームページ及びSNSの活用

イ 関係行政機関及び企業団体等に対する就業機会の拡大要請

・企業訪問

・ハローワークとの連携

・連絡会議の開催

国委託事業（高齢者活躍人材確保育成事業）を活用

ウ シルバー普及啓発促進月間の取組

・セミナー等の実施（国委託事業（高齢者活躍人材確保育成事業）を活用）

・全シ協からの照会対応及び情報提供

エ 周知広告物の作成

・入会促進及び就業開拓リーフレット等の作成（国委託事業（高齢者活躍人材確保育成事業）を活用）

(7) 調査研究事業

シルバー人材センター事業発展のため調査研究を積極的に行い、そのデータを事業運営向上のための指標として活用する。

ア シルバー人材センター事業実績統計等の分析

イ 「令和8年度（令和7年度実績）事業概要」の作成・配布

ウ 県外センター・連合の先進事例等の調査研究

(8) 相談・支援・指導事業

入会希望者や地域住民、発注希望者等一般の方からの相談や、各センターからの事業運営に係る相談に随時対応する。特に、フリーランス新法に対応するための「包括的契約」について、センターが適切に実施できるよう、助言及び情報提供を行う。また、以下の指導事業・支援等を実施する。

ア 全シ協の指導事業実施要綱に基づくセンター指導

イ 愛知労働局が実施する経理事務指導への立ち会い

ウ ブロック毎に実施している職員研修等への参加・助言

エ デジタル化の取組支援

(9) 高齢者活用・現役世代雇用サポート事業

地域の実情に応じ、人手不足分野、現役世代を支える分野における職域（派遣、

請負、職業紹介事業)での就業機会を開拓し、地域高齢者へ提供するために各センターが行う各種業務について、効果的な推進ができるよう国庫補助金の適切な執行等に係る助言提供等の側面的支援を行う。

(10) その他

その他、シルバー人材センター事業の効果的な実施に資するため、会議の開催及び関係機関等の連携を図る。

ア 事務局長会議（2回）

イ 関係行政機関（厚生労働省愛知労働局・愛知県）に対する要請活動

ウ 全シ協との連携

- (ア) 全国都道府県連合会長会議への参加
- (イ) 全国都道府県連合事務局長会議への参加
- (ウ) 各種研修会への参加及び関係者派遣
- (エ) シルボンス全国大会等への参加及び支援

エ 東シ協との連携

通常総会及び経験交流大会、理事会、企画調整会議、職員研修会への参加

オ センターが実施する周年記念事業等への参加

カ 関係行政機関等による監査・指導等の対応

キ 高齢者就業機会確保事業費等補助金(シルバー人材センター事業)の交付

2 国委託事業（高齢者活躍人材確保育成事業）

労働力人口の減少等により、サービス業等での人手不足や、育児・介護等の現役世代を支える分野での担い手不足が問題となる中、当該分野での高齢者の就業を推進することは喫緊の課題である。

しかしながら、高齢者の中には退職後の就業に意欲的な者がいる一方で、経済的理由から働く必要がない等の理由から、必ずしも就業に意欲的でない者も多くみられる。また、地域の企業の中には、未だ高齢者の活用に積極的でない、又は興味はあるがどのように活用していいかわからない企業も存在する。

そのため、本事業により、シルバー人材センターの新規会員の増加等を通じ、高齢者の就業を推進していく。

<事業の対象者>

- ・センターの会員でない高齢者（令和9年3月31日時点で満60歳以上の者）
- ・職種転換を希望するセンター会員若しくは昨年度1年間就業していないセンター会員
- ・企業等退職予定者（概ね令和9年3月31日時点で満55歳以上の者）及び企業等の人事担当者
- ・人手不足分野等での仕事の発注が見込まれる企業等

<委託業務>

① 高齢者・企業に対するセンターの周知・広報の実施

- ・総合パンフレット、チラシ、ポスター等の作成配布による周知・広報
- ・新聞等広報媒体による周知・広報
- ・愛知県、愛知労働局、経済団体等関係機関を通じた周知・広報

- ・説明会・セミナーの開催を通じた周知・広報
- ・関係機関が実施する就職説明会等のイベントを通じた周知・広報
- ② **高齢者・企業がセンターへの理解を深めるための就業体験の実施**
センターの独自事業で行っている就業先、センターに発注経験のある企業の協力を得て実施する。
- ③ **センターでの就業に必要な技能講習の実施**
講習修了後、すみやかに就労が可能な分野（剪定、草刈り、生活支援など）における講習を実施する。
- ④ **連絡会議の開催**
地域におけるセンターの更なる活用促進を目指すために、学識経験者、労使団体、地方公共団体及び労働局を構成員とする連絡会議を開催する。

3 法人運営のための総会等会議の開催

当連合会の事業実施及び法人運営のため、総会及び理事会等を開催する。

- (1) **定時総会の開催（年1回）**
令和7年度事業報告及び収支決算等
- (2) **理事会の開催（年4回）**
令和7年度事業報告・収支決算の作成、令和9年度事業計画・収支予算の作成及び令和8年度の事業活動の報告等
- (3) **監事監査の実施（年1回）**
業務及び会計に係る監査の実施
- (4) **幹事会の開催（年4回）**
令和7年度事業報告・収支決算の作成、令和9年度事業計画・収支予算の作成及び令和8年度の事業活動の報告等
- (5) **法人設立30周年記念事業**